

**【記者会見】**

百条委員会が保管する記録に対する「第三者委員会」からの閲覧複写請求への回答について

開催日時	令和7年10月17日（金） 午後3時30分
出席者	議長 高橋 直也 委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 平山 賢治  弁護士 馬奈木 昭雄（百条委員会法的助言者）

○白根美穂副委員長 では、ただいまから記者会見を始めさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、百条委員会が保管する記録に対する第三者委員会からの閲覧・複写請求への回答について御説明させていただきます。

本日、進行を務めます百条調査特別委員会副委員長の白根です。よろしく願いいたします。

それでは、本日の会見の流れを御説明いたします。

まず、高橋議長より本日本日行われました百条委員会で決定した内容について説明があり、その後、当委員会の法的助言者である馬奈木弁護士より法的観点からの説明を行います。

最後に、今後について委員長の古賀より説明申し上げてから、皆様からの御質問をお受けする流れとなっております。

なお、記録のため記者会見の内容は録音させていただきます。円滑な進行となりますように皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、高橋議長、お願いいたします。

○高橋直也議長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。大刀洗町議会議長の高橋直也です。議会を代表し、私から説明をさせていただきます。

現在、大刀洗町議会が設置しました百条調査特別委員会におきまして、町の移動販売事業、「大刀洗マルシェかてて」の会計処理等は日々詳細に調査中でございますが、町側が設けました第三者調査委員会から、百条委員会が地方自治法に基づき町に提出を求めて保管しております記録類の閲覧・複写についての申出がございました。

これを受けまして、第三者調査委員会に対し、調査権限の根拠に関する公式見解を求め、その見解を前提とした上で、本日、当議会の立場を回答させていただきました。

これまでの経過につきましては、お手元にお配りしました一連の文章のとおりでございます。

当議会としましては、第三者調査委員会の設置が条例の根拠なしに複数の者との委託契約によっていることについて、日弁連による地方公共団体における第三者委員会等指針に留意が促されていますとおり、本来は、地方自治法の規定による町の附属機関である第三者委員会を脱法的に設置しているとして、違法と評価される可能性があるとの指摘があることに留意すべきと考え、任意での協力の求めには積極的に応じることはできず、差し控えさせていただきたいとし、今回の第三者調査委員会からの協力の求めに対しましては、お断りする結論となった次第でございます。

本来、地方自治法の規定に基づき、条例を制定して第三者調査委員会を設置すべきだと思われませんが、議会開会中であつたにもかかわらず、あえて議会には諮らず、町長が予備費を使用して委託を行うという手段が取られております。

この予備費の使用につきましても、議会内で非常に問題視する声があり、先般の全員協議会において町に説明を求めましたが、第三者調査委員会に関連する予算額の積算や今後の予備費充用について議会への明確な説明はございませんでした。

以上、私からの御説明とさせていただきます。

○白根美穂副委員長 以上で、高橋議長による説明を終わります。

続きまして、馬奈木弁護士、お願いいたします。

○馬奈木昭雄弁護士 百条委員会の法的助言者という立場から御説明いたします。

閲覧、それから謄写の申出がございました。最初、町からございましたので、これは本来筋違いだと、町が第三者調査委員会の記録閲覧を求めるといのはおかしい話で、ということでお断りしましたら、今度は第三者委員会のほうから申出がございました。

私どものほうで検討いたしましたのは2つございまして、1つは、そもそもこの第三者調査委員会なるものが法律的に問題なく成立しているのか、違法だという指摘もございまして。これは、お手元に差し上げています資料の今日の議長名の回答で、毎日新聞の記事で幸田先生の御指摘がございました。

これは、ちょっと今日の議長の文書の中で、幸田先生の新聞記事、7月というふうになっています。9月が正確でございまして、3項ですね。毎日新聞2025年9月26日付の幸田教授の指摘というのが1点ございまして、これ条例に基づいてしなきゃいけないはずだという指摘でございまして。

その前にもう1点ございまして、そもそも「かてて」——「かてて」というのは民間の任意団体だというのが、一貫して町側が主張しておられる主張です。そうすると、町でもない、もちろん百条委員会、議会でもない、その記録を町の町長の委託による第三者調査委員会が閲覧を求めて、はい、見ていいですよという返事を町議会がする立場にあるのかと。町議会とは関係ないはずじゃないのかと。持っているのは今町議会です、間違いなくですね。

ということでお尋ねをいたしました。その点どういうふうにお考えになりますかということをお尋ねしましたら、第三者委員会のほうからのお答えを入れておりますので、ぜひ見てください。

それは、本来町が持っていた資料だよと、それを百条委員会が提出を求められたわけだから、だから町が見るといのはある意味当然のことじゃないんですかねという趣旨の答えでございまして。

本当にそうなんだろうかという疑問を持っております。ちょっとお考えいただきたいんですけど、町が他人である「かてて」の資料をたまたま持っていたこと自体がおかしいんですよ。

いやいや、おかしくないよと、町の職員が会計処理するということだったんだから、記録持っていて当然じゃないかという見解もあるでしょうけども、それは町が持っていたわけではなくて、

「かてて」の資料を「かてて」の仕事をする町の職員がたまたま持っていたと。あくまでも「かてて」の資料なんですよ。

だから、例えば私、国相手の裁判するときでも、国の機関が持っている、仕事の上で持っている民間の資料があったとします。出してくれって言ったって絶対に出しませんよ。出す権限は国にはございませんと言われます。あっそうだろうと、私は、ある意味では納得します。出すべきだという別の議論あるんですけど、それは置いておいて。確かに論理的に言うと、他人の資料を出す出さないというのを、肝心の記録自体、文書自体の所持者という、作成者——作成者というのも正確ではなくて、「かてて」の資料には「かてて」以外の第三者の取引相手先の資料とかいっぱい入っていますから。

要するに、民間団体たる「かてて」の取引資料、あれと一切の資料を町がたまたま持っていたと、それを議会に出した。だから、議会に見せろと言われて、議会は他人の「かてて」の資料を見せていいですか、見せてはいけませんとかいう返事をする立場にないんじゃないかと。どうして見せていいですかという返事ができるんですかというお尋ねに対して、いや町が持っていたからだという御返事は、私は正しい答えではないと思っています。

町が町の権利として持っていたわけではない。「かてて」の仕事をする町の職員がたまたまやっていて、その仕事で持っていて、だから町にたまたまその記録はあったかもしれんけど、それは「かてて」の仕事としての資料ですよ。だから、町が持っていたわけじゃないんだろというの、私は論理としては正しいんじゃないかと思っていますけど。

その辺りの議論はいろいろ議論があるところで、くどいんですけど、私どもは一定の結論を持ってこうだと申し上げるつもりございません。疑問がございますと、その疑問は、私どもの質問に対する第三者調査委員会からの回答では、必ずしも納得できるものではありませんでしたという理由が1つです。

それから、根本的な問題、そもそも第三者調査委員会が合法的に設置されているんでしょうかという問題、こちらがより本質的な問題。

地方自治法の138条の4、それから同じく202条の3という規定に基づいて、附属機関として第三者調査委員会が設置が認められているということでございます。あくまで附属機関です。

例えば、こういう指摘、本条第3項、すなわち138条の4の第3項ですが、本条第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わず、また臨時的、緊急を要する期間であっても全て条例によらなければ設置できないと、これが昭和27年、この法律できた当時の行政当局の公式見解です。

いやしくも審議会、調査会等の名称を有する附属機関である限り、その設置の根拠は全て条例によらなければならない。これも同じく行政の正式見解でございます。

日弁連が指針というものを発表しております。これは、第三者調査委員会からの見解の流れも当然日弁連指針によっていますよということなのですが、御参考までに日弁連指針つけておきましたので、ご覧いただきたいと思えます。

その3ページでございますが、当然、2ページの第2からですが、一番下ですね。2ページの第2からです。地方自治法第138条の4第3項及び202条の3第1項の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合、この場合、調査の主体は第三者調査委員会であり、その委員会を構成する委員は地方公共団体の長などから任命された非常勤特別職公務員であると、これが正式な、つまり全く問題のない第三者調査委員会です。

(2) で、その場合、第三者調査委員会を設置する場合、条例の根拠が必要であるが、第三者調査委員会の趣旨を全うするために最も適した形態であると。つまり、条例を制定してきなさいよというのが日弁連の指針でもそうなります。

報酬が第3項であるんですが、これを1件です。

問題の数字の2、3ページの地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合、その者は地方公共団体から調査の受けた受託者（私人）。条例に基づいた場合は非常勤特別職公務員ですよと。それに対して地方公共団体から委託を受けた場合は私人にすぎない。調査の主体はその受託者であると。

問題はその次ですね、受託者が委託を受けた調査を補助者又は他の受託者——今回の場合この他の受託者になりますけど——とともに実施する場合であって、受託者と補助者が第三者委員会（と称する合議体）を設置・構成する場合も同じと。要するに私人にすぎませんよと。その場合、あくまでも、その注がついております。

まず、注の3、第三者調査委員を——これは委員1人を委託する場合でも、あるいは複数の者との間で委託契約を締結する場合、附属機関である第三者調査委員会を脱法的に設置しているとして、違法と評価される可能性があることに留意しておくことが必要であると。

1人に委託するのが原則ですが、その1人に委託を複数に委託した。だから、くどいけども、調査委員会という委託はないというのが日弁連の解釈です。複数の人に1人ずつ委託契約をした。その複数の人が集まって合議体で第三者調査委員会と称しても、それは称しているだけですよと。本来の意味の第三者調査委員会ではありませんよというのが日弁連の正式見解だと。ここに十分注意してください。それは違法だと、つまり条例をつくることを脱法的に回避した。違法だと評価される可能性があることに注意しなさいよと。

それから、注の4ですが、地方公共団体がその執行機関の内部に法定外の組織として、つまり地方自治法に認められた組織ではなくて、第三者調査委員会を設置する例が多く見受けられると。ただ、執行機関の内部に設置されるものであるため、公平・中立性の確保の点に問題がないわけ

ではないと。

また、地方自治法138条の4第3項で求められている法律・条例の根拠がないことから、同規定に抵触する、つまり違法だとの裁判例（報酬金の支払いを違法と判断した大阪高裁平成25年11月7日判決など）があることに留意しておくことが必要であると。違法判断がいっぱい出ていますよということです。

つまり、日弁連の正式見解でも、本来きちんと条例でやるべきなんだよと、それを脱法的にやっていると解釈される可能性がある。裁判で敗れた例がいっぱいあるよという指摘です。幸田先生はそれを的確に説明されておりますので、ぜひ見てください。

ということで、くどいようですが、私どもは、だから今の第三者調査委員会が違法だと申し上げるつもりはございません。その判断・権限は私どもにはございません。

ただ、そういう指摘がされている第三者調査委員会から、資料の提供を見に行きます、コピーさせてくださいねと。あくまでも任意に応じる、つまり、私どものほうが積極的に分かりました、どうぞどうぞと言わないとできないことなんですね。

それをどうぞどうぞと言っていいかと、言ってしまえば違法な可能性がある。後で私は必ず争われると思っています、この報酬支払いをめぐる。その場合に、町側から、いや、百条委員会は文句なしに受け入れていただきましたよと。積極的に任意に協力していただいたんですよと、ということと言われるのは、私どもの本意ではございません。

私どものほうが積極的に否定する、あるいは違法だというつもりはございません。だけど積極的に認める、私どもが任意で進んで協力いたしますというわけにはいきませんという立場でございます。それで、取りあえず今のところ問題があるという指摘。日弁連の指針でもそう指摘されているんだから。

3番目に、これは直接表に出す理由ではございませんが、だって相談する時間あったじゃないですかというのが、私どもの内部の意見でございます。条例つくる時間なかったとは言わせませんよと。そのとき議会開会中で、正式に言うとその議会が開会される前、8月の末からもうこの問題が起きていたわけで、議会に相談することは何の問題もなくできた。それをあえてしなかった。相談すらしなかったということですね。それは脱法行為と言われる可能性は極めて高いんじゃないかと。

時間的に問題がありますよというのが、公式の町長の説明のようにお聞きしていますけど、急いでやる必要があったんで、議会に一々かけている時間がございましたということのようですけど、かけている時間があるかないかはやってみて、間に合わなきゃ切り替えてもいいわけですから。

ということで、非常に問題があると指摘される行為だと思っております、ということでお断り

いたしました。

くどいようですが、私どもは第三者委員会の調査を嫌がっているわけでも、基本的に反対するわけでもございません。私どもは、調査は厳正に行われるものと思っています。だから、私、日弁連の一員でございますから、日弁連の調査は信頼に足るものだということは確信しております。だから、調査自体を反対するものではない。

しかし、今度の取った手法、やり方。議会にかける時間的余裕も機会もあるのに、あえて議会にかけないという手段を取られた。法的には必ずしも評価できない方法をあえて取られたというのは、実はこの百条委員会で調査されている旅費の請求問題、それから、何より「かてて」の問題の基本的問題点、一体何が問題だったのかというところ、両方共通して流れているのは、法律は守らなくていいと、自分たちで勝手にやれるんだという発想です。

宿泊問題でも、旅費を請求するためにはこれだけの書類そろえてきなさいねという内部の規定がございます。その規定どおりやるのは当たり前なのに、それをしなくていいということを強調される。どうせ泊まったら定額が支給されるんだから、その書類がそろっていたかどうかなんて細かいことに目くじら立てなさんなよというのが流れている考え方ですよ。

「かてて」もそうです。本当は任意団体で準交金団体だとおっしゃるのであれば、そのための法律的要件を備えてないといけません。当たりのことです。というのが百条委員会の基本的見解です。

それに対して、いや、そんなもの守らなくていいんだよと正面からおっしゃったのが、実は我々が百条委員会のほうでというか町議会のほうで説明会いたしました、意見交換会、それを受けて町長のほうも意見交換会されましたが、そこに配られた馬場さんの資料、驚くべき資料だと私は思っています。

これ、町の広報で公開されている資料でございますんでお配りしても問題ないだろうと、広報、誰でも見れますから。驚くべき資料だと、もう率直に思っております。

私は、くどいようですが、この出された馬場さんは大刀洗町専門委員、町主催の説明会で町長と馬場さん2人で説明されましたので、町の正式見解だと言って言い過ぎではないというふうに思います。もし間違っているのならば、町長も一緒におられたわけですから制止すべきだと思います。

その中で、ちょっと法令の根拠という図がございますが、私、率直に言って法を守るという考え方を愚弄していると思っています。食事の根拠法がないって、食べていいのかって、食べたらいかんって、誰もそんな議論をしていると思わないんじゃないんですか。法律を守れと、きちんと守りなさいねと言ったら、こういうことを言っている。この考え方ですよ。

法律は守らなくたって構わないと。くどいようですが、もう要らんことはあえて申しますと、

このいかに法律の理解がこの馬場さん貧弱かというのは、食事の根拠がないと言われると、私ひっくり返りそうになります。あるに決まっています。それは人間の尊厳が食べることにあるからです。食べなきゃ人間の尊厳は守られない。

人間の尊厳を守れて、これ憲法の一番基本中の基本ですよ。一番基本中の基本、人が生きていくのは当然の法律上の権利だと。憲法上の権利です。それを根拠がないと言い切って、ひっくり返らんといかんよというこの考え方ですね。到底許せないと、これは私個人でございます。ごめんなさい。法律家の一員でございますんで、こういうことを言われると、法律家の一員としては許せないというふうに思っております。これが町の基本的考え方として堂々と載せられている。

同じことは、次の、手続ばかりにこだわると大切なことがおろそかになることもと言って、水中で手足をばたばたさせながら助けを求めている人物がいる、その人物が出たときにどのように対処するかという会議を開いていると。ばかばかしいという話ですよ。

私に言わせると、この設定自体がばかばかしい。だって、救助する仕事の人たちですよ、これ。救助をする仕事の人たちが溺れる人を見て、初めてどう対応するかという議論を開始すると。そんな行政が許されるんですかね、そもそも。あるんですかねと、まずお尋ねです。あるわけじゃないですか。救助を仕事にしている部門があれば、いろんな場合を想定してどう対応するかってあらかじめ検討しておくのが当たり前じゃないですか。そこで一定のルールをつくっておく。こういう場合はこう対処しよう、こういう場合はこう対処しよう。

ルールをつくってなくて、溺れる人が出たら初めて議論を開始すると、そんなばかな、そんなばかなですよ。それを百条委員会がきちんとルールを守ろうねと、それが基本的考え方ですよと。いったことに対する批判として、堂々と出てきているということに対して、率直に言って驚くほかないと思っています。今のは私の個人的見解でございます。百条委員会の見解ではございませんので、あえて訂正しておきますけど。

要するに、ただ議会の正式見解として今回お断りした考え方はそうです。そういう考え方で宿泊・旅費請求問題もあった。「かてて」の問題もあった。

だから、「かてて」も一切根拠規定なしに、ルールなしに15年間やってきて、やっと百条委員会ができたら急に活性化協議会なるものをつくって、いろんなルールを決めた。そして、言うに事欠いていろんなルール決めたから、これまでの不備と言っていますよね、町長は。これまでの不備は治癒されたという言い方をされる。そんなことはないでしょう、これまでの不備は不備でしょう。

問題はその不備が違法なのか、それともちょっとしたささいな手続違反なのかというのが、この百条委員会で問われているところだと、それが問題の本質だと思っています。

その問題の本質で、法は守らなくていいという考え方を貫いて、百条委員会が法を無視してい

ると言って調査を依頼すると。その調査を依頼した第三者調査委員会は、法の規定どおりのものではないと。というのが今起きている事態だということでございます。

だから、同じことが反省もなしにまた行われた。町長は法に従わずに自分が思うようにやれるとお考えになっているというのが、今起きている問題の現象面だというふうに思われます。

ということで、この準公金団体ということでいろんな事例があるんだよと、全国でいろんな事例があるんだよと、知らんかと、不勉強だよねと百条委員会はおしかりを受けているようですが、平山議員が議会で質問しておりますので、ちょっとその点、御紹介を。

○平山賢治委員 この馬場氏なる方の資料は、最終点は先生がおっしゃっていただいたんですけど、ページでいうと、準公金団体についてが6ページから続きます。それで、いろんなところがあるんだよということで、町の正当性を主張するために、8ページに大津市の件、それから9ページに豊川の件、それから10ページに徳之島の件が載っていますが、この3件、よくある事例として説明された団体がことごとく横領の起きている事案であると。横領が起きて、例えば豊川に関しては職員の逮捕、懲戒免職という事案でありまして、3件ともそういう横領事案なんですよ。

こういうものを示して。逆に我々がこういうのを示さないといけないんで、こういう外郭団体に任せるとこういうことが起きるよという事例を。なぜか町側がよくあることなんだということで出していて、ここをちょっと我々のほうで独自に調査しましたところ、この馬場氏という方は、例えば監査に関する研修などを行われていて、いわゆる外郭団体というのは問題が発生するからしっかり立てつけないといけないんだよという資料で、これを使っていらっしゃったようですので、不正が発生する、不正の温床だという事例として、こういう3団体がある場所では使っているのに、これをそのまま正当化する理由として使っている。

どこまで住民や議会をばかにすれば気が済むのだろうか。こんな人を専門委員として採用して、町に住民を呼んで、こういう不正だらけの事例を紹介なさったという、町の一貫した不誠実さ、法律を守らなくていいというのがこの資料に凝縮されていると私は思っています。

さらに言えば、恐らく13ページのこの会議のシーンも、透かしが入っているんですが、多分著作権が生じている資料じゃないかと思うので、町長側の報告会でこの馬場氏が言ったのは、これはネットからコピペしましたというような発言があります。だから、著作権が有することを知っ

ていながら、このイラストを勝手に使っているのではないかとおぼれております。

それから、その下の15ページ、公金不正はありません。私はこれが一番問題だと思います。だって、そもそも「かてて」に関する会計資料一式、我々議会、百条委員会が持っておりますので、向こうは全く閲覧できていません。我々が半年かけて不正があるのかないのか調べている中で、一切の資料を見られない状況で、公金不正はありませんとか、横領しているとかそんなことはありません、となぜこんなことを住民に対してぬけぬけとおっしゃるのか。

本当にあり得ない資料だと思っておりますし、これに関しては住民を——百条との関係ならともかく、住民をこういうふうにだまして恥じない町側の態度というのは、厳しく批判されるべきだろうと思っております。

以上です。

○白根美穂副委員長 それでは、最後に、今後の調査予定について、委員長の古賀が申し上げます。

○古賀世章委員長 皆さま、こんにちは。百条調査委員会委員長の古賀世章と申します。私からは、今後の百条委員会の方向性、これをお伝え申し上げたいと思います。

百条委員会の調査によりまして、これまで町が隠し続けてきた事実が、徐々にではありますが明らかになりつつあります。委員会では、調査項目ごとの班編成等を行いまして日々調査を進めております。

しかしながら、経理上必要な書類が作成されていないなど、また根拠となるレシートや領収書が見当たらず、お預かりしている資料では整合性が取れないような状況でございます。

さらに、「かてて」が実施します事業内容にも疑義が生じておりますため、今年度後半も引き続き調査を継続する予定でございます。

また、議会や監査委員の度重なる指摘にもかかわらず、町が真摯に対応せず、事業によっては十数年にわたり不正常な状態が継続しておる事実を鑑みまして、なぜ、町は法に基づいた行政組織体制が機能していないのか、その原因は何か、また今後の必要な対策についても明らかにする必要がございます。

議会は執行機関の監視役であり、執行部が取り扱う公金に対しまして、住民から託された税金の重みを常に認識しなければなりません。1円たりとも無駄にすることはできず、また、いかなる目的があっても自由に使えるものではありません。

そのために、公務員には従うべき根拠法令や会計原則がございます。私ども百条委員会は、今後も法に基づき粛々と調査を進め、事実認定、法的評価、問題の原因と対策を取りまとめの上、最終報告書を議会へ提出する予定でございます。関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○白根美穂副委員長 以上で説明を終わります。